

午前１０時００分 開会

○議長（山本一成君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第６号により行います。

日程第１により、上程中の全議案に対する各常任委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次御報告を願います。

建設水道委員会委員長。

（建設水道委員会委員長・永井 正君登壇）

○建設水道委員会委員長（永井 正君） 建設水道委員会は、去る１１月３０日の本会議において付託を受けました議第８５号平成１９年度別府市一般会計補正予算（第４号）関係部分外３件について、１２月１１日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第８５号平成１９年度別府市一般会計補正予算（第４号）関係部分の土木課関係部分についてであります。

今回の補正内容は、別府湾サービスエリアに隣接した市道である八石荷戸２号線の道路整備費及び浜脇地区の雨水対策事業に伴う補償金を計上したものであり、八石荷戸２号線の道路整備費については、地質調査の結果、地盤が軟弱な粘性土等であることから、擁壁の工法変更及び植物の絶滅危惧種等の保全、管理用地の取得手続き等に日数を要することに伴い、年度内に工事の完了が困難となったことなどの説明を適切妥当と認めました。

次に、公園緑地課関係部分については、平成１８年３月末をもって使用ができなくなっていた、旧末広チビッコ広場の用地購入費及び実相寺中央公園整備事業費等についての説明を了とし、さらに、下水道課関係部分については、下水道工事後の道路復旧部分の繰越明許費を計上するものであるとの説明がなされた次第であります。最終的に議第８５号関係部分を採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第８８号別府市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、管渠の布設整備関係及び処理場関係の繰越明許費等であり、適正な事業の進捗管理を行うなど３月末の完了を目指し繰越額については最小限にとどめる旨の説明がなされましたが、議第８８号については、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決いたしました。

続いて、建築住宅課関係議案であります。

議第１００号別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、西別府住宅の建設に伴い、入居者資格についての制限及び名称と位置についての改正を行いたい旨の説明を適切妥当と認め、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、土木課関係議案であります。

議第１０２号市道路線の認定については、先月、１１月２９日にオープンした「ゆめタウン」の北側の出入りに当たる道路及び実相寺中央公園内の別府市民球場へのアクセス道路を市道として道路認定する旨の説明がなされましたが、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上が当委員会に付託を受けました、議案に対する審査の経過と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（山本一成君） 総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会副委員長・国実久夫君登壇）

○総務文教委員会副委員長（国実久夫君） 委員長にかわりまして、副委員長の私から報告申し上げます。

総務文教委員会は、去る１１月３０日及び１２月１０日の本会議において付託を受けま

した議案１３件につきまして、１２月１１日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

最初に、議第８５号平成１９年度別府市一般会計補正予算（第４号）から議第８９号平成１９年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）までの職員課人件費関係部分についてであります。

今回の補正は、職員の退職、採用及び配置がえ等に伴い、当初予算の積算内容から変更があったものについての予算計上であるとの当局の説明を了とし、議第８５号から議第８９号までの職員課関係部分５件について、採決の結果、全員異議なく可決することに決定いたしました。

次に、議第９０号別府市役所事務分掌条例の一部改正についてから、議第９３号別府市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について、並びに議第１０４号市長専決処分についてであります。

当局より、来年４月からの機構改革による部の名称及び分掌事務を変更することや、有給の休息時間を廃止すること、また人事院勧告に準じて職員の給与を改定すること等々に伴い条例を改正しようとするものであるとの説明に対し、委員より、職員が健康で働く環境をつくるのが、市の発展や市民サービスの向上につながると考えられるので、今後の機構改革や職員の配置について無理のないように十分に考慮していただきたいとの意見や業務員の職種変更を図るなど、人材の有効活用をお願いしたい等々の意見がなされましたが、議第９０号から議第９３号並びに議第１０４号、５件を採決の結果、いずれも全員異議なく可決及び承認することに決定いたしました。

次に、議第８５号平成１９年度別府市一般会計補正予算（第４号）の財産活用課関係部分については、機構改革に伴う庁舎電源コンセント等の移設工事費等の計上、教育総務課関係部分については、中学校の耐震工事に伴う補助金の減額等の計上、学校教育課関係部分については、春木川歩道橋整備事業における工事費の入札差金が生じたことや別府市中学校体育連盟補助金の増額計上、さらに別府商業高校関係部分では、非常勤講師の増員に伴う増額計上であるとの当局説明を了とし、採決の結果、全員異議なく可決することに決定いたしました。

次に、議第９４号別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

別府商業高校の授業料及び別府市立幼稚園の保育料について、社会情勢等を勘案し、経過措置を設け改定することに伴い条例を改正しようとするものであるとの当局説明に対し、委員より、生徒あるいは園児の保護者の生活実態は厳しいものがあり、少しでも負担を軽くすべきとの意見がなされましたが、採決の結果、賛成多数により可決することに決定しました。

次に、議第１０１号別府市営セーリング艇庫の長期かつ独占的な利用についてであります。

去る、１１月１７日に竣工した別府市営セーリング艇庫を大分県セーリング連盟に長期かつ独占的な利用をさせることについて、議会の議決を求めるものであるとの当局説明を了とし、全員異議なく可決することに決定しました。

最後に、議第１０５号平成１９年度別府市一般会計補正予算（第５号）についてであります。

別府市の名誉市民であります稲尾和久氏が御逝去されたことに伴い、別府市名誉市民条例に基づき、御遺族の御了解のもと、１２月１８日に市民葬をとり行うための関係予算を計上したものであるとの当局説明を了とし、全員異議なく可決することと決定しました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案１３件に対する審査の概要と結果の報告を終

わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（山本一成君） 観光経済委員会委員長。

（観光経済委員会副委員長・長野恭紘君登壇）

○観光経済委員会副委員長（長野恭紘君） 委員長にかわりまして、副委員長の私より御報告いたします。

観光経済委員会は、去る１１月３０日の本会議において付託を受けました議案４件につきまして、１２月１１日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

最初に、議第８５号平成１９年度別府市一般会計補正予算（第４号）の農林水産課関係部分についてであります。

当局より、まず田園自然環境保全整備事業について、本年度、国の補助制度改正による関係法律が８月に施行されたことに伴い現在事務作業を行っているが、今後の工事発注、工期等に要する期間を考えれば、今年度内に支出が終わらない見通しとなることから、繰越明許費補正として計上したとの説明がなされ、次に、農林水産業施設災害復旧事業についても、１０月下旬の国の査定後の事務スケジュール等を考慮した場合、今年度中に支出が完了しない見込みとなることから繰越明許費補正として計上したものであるとの説明がなされ、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第８７号平成１９年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第１号）関係部分についてであります。

当局より、来年２月に開催される東西王座戦の車券発売金９０億円を計上しておりましたが、前回開催の宇都宮競輪場の発売実績等を参考に積算した結果、２０億円の追加額が見込まれるため、開催売上額の追加等を補正計上するとともに、東西王座戦の発売に応じた関連経費の追加額及び予備費等の補正計上をするものとの説明がなされました。

委員から、東西王座戦は平成４年のふるさとダービー別府以来１６年ぶりの大レース開催であり、昨今の厳しい競輪事業運営の中、今回の開催を単なる一開催としてとらえるのではなく、今後の競輪事業運営のあり方も考慮しながら、よりよい開催となるようにしてもらいたい等の意見がなされましたが、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第９８号別府市中心身障害者福祉手当条例及び別府市国際交流会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての関係部分についてであります。

当局より、学校教育法の一部が改正され、条例が引用する条の移動等が行われたことに伴い、条例を改正しようとするものとの説明に、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第１０３号市長専決処分についてであります。

当局より、去る８月２日から３日に襲来した台風５号による農地・農業用施設被害に伴う災害復旧関係予算を市長専決で補正したものの説明に対し、その内容を適切妥当と認め、全員異議なく承認すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案４件に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（山本一成君） 厚生委員会委員長。

（厚生委員会委員長・松川峰生君登壇）

○厚生委員会委員長（松川峰生君） 最後に、厚生委員会の報告をさせていただきます。

厚生委員会は、去る１１月３０日の本会議において付託を受けました議第８５号平成１

９年度別府市一般会計補正予算関係部分外５件につきまして、１２月１１日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経緯と結果について報告いたします。

最初に、議第８５号平成１９年度別府市一般会計補正予算（第４号）関係部分について報告いたします。

まず、社会福祉課関係であります。当局より、平成１９年度予算編成後に、厚生労働省より「生活保護受給者に係る人工透析医療の自立支援医療への移行手続き等について」通知を受け、かかる医療費については、今年度より自立支援医療制度へ移行することになったため、国庫負担金の歳入とともに、歳出を減額補正するものであるとの説明を受け、これを了といたしました。

続いて、障害福祉課関係につきましては、社会福祉課より移行された自立支援医療費及びリフトつきタクシー手当ての追加額、また各事業における平成１８年度国庫負担金・県補助金の確定返納金等を計上したものであるとの当局の説明を了としたところでございます。

続きまして児童家庭課関係について、当局より、児童扶養手当の支給人員、また保育園の入所人員の増に伴う追加額、及び平成１８年度各事業費の清算金についての説明を受け、これを了といたしました。

続いて、保健医療課関係では、昨年の１０月に行った乳幼児医療費助成制度の改正による助成対象者の拡大に伴う増額補正及び健康診査に要する経費については、市報等による受診勧奨を実施した結果、受診率が向上したことに伴う増額等であるとの当局の説明を了とした次第であります。

最後に市民課関係については、平成２０年度より県の権限委譲業務として開始される「パスポート申請受付事務」に伴う準備費等について当局説明受け、これを了といたしました。

以上の審査を経て、最終的に議第８５号関係部分について採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第９５号別府市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

当局より、市立保育所再編計画に基づく第３次計画によるものであり、３園の民間移管を実施するに当たり、受託法人決定までの今後のスケジュールについて、詳細な説明を受け、これを適切妥当と認め、全員異議なく可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、議第９６号別府市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正については、少子化対策の一環として、乳幼児が保険給付を受けたときに支払う一部負担金を廃止するものであり、３歳以上６歳就学前児の通院・入院における自己負担金を市で単独助成し、保護者の子育てにかかる負担を軽減しようとするものであるとの当局説明を了とし、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第９７号別府市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、及び議第９８号別府市心身障害者福祉手当条例及び別府市国際交流会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について関係部分、並びに議第９９号別府市国民健康保険税条例の一部改正については、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（山本一成君） 以上で、各常任委員会委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

（１８番・野田紀子君登壇）

○１８番（野田紀子君） 私は、日本共産党議員団を代表して、議第９４号と９５号並びに９９号に反対の討論をさせていただきます。

まず第１に、議第９４号は、別府商業高等学校の授業料と市立幼稚園の保育料値上げのための条例改正です。別府商業高等学校の授業料は、平成８年度から毎年値上げし、１９年度年額１１万５，２００円を１１万６，４００円に、幼稚園保育料は、平成１４年度から２年ごとに値上げをし、１７年度年額６万６，０００円を６万８，４００円に値上げをいたします。平成２０年度から３年間の経過措置として、別府商業高等学校は年額１，２００円、市立幼稚園は年額２，４００円、国基準に近づけるために値上げをしていきます。別に別府商業高等学校は夏冬の制服、体育服、教科書代など入学時に１０万ないし１５万の負担がございます。一方、別府市民の個人総所得は、平成１０年の約１，５９３億５，０００万をピークにして下がり続け、平成１９年度は約１，３５９億６，０００万になっております。９年間で約２３３億９，０００万減ってしまったのです。別府商業高等学校では、平成１９年度は１１．８％、全生徒の１割以上が授業料の減免を受けております。市民の暮らしが苦しくなっているところに教育費のさらなる負担を強いるこの議案を、子どもたちの教育を受ける権利をも阻害することを指摘して、議第９４号に反対でございます。

第２に、議第９５号は市立あけぼの保育所、平田保育所、朝日保育所を民間に移管するための条例改正、少子化公的保育サービスを後退させるものです。国は公立保育所運営費を一般財源にし、保育所民営化を進めてきました。その結果、別府市でも公立保育所は３カ所を残すだけにし、あとは全部民間移管にする方針が進んでおります。もともと１１カ所の市立保育所は、平成１９年度現在６カ所で、平成２１年度になりましたら３カ所になります。また国の保育所定員の弾力化で定員オーバーが常態化し、保育環境も悪化しています。少子化対策に逆行し、乳幼児の保育に要する経費をむだな経費と見る行政の姿勢の転換を強く要望し、議第９５号に反対です。

第３に、議第９９号は、政府が平成１８年６月に成立させた医療制度改革関連法による条例改正です。この条例改正で６５歳以上７５歳未満の前期高齢者で月額１万５，０００円以上の年金を受ける人は、その年金から国保税を天引きされます。現在別府市３万世帯のうちの約４割が所得ゼロです。その国保税収納率は７９％です。介護保険料と合わせての問答無用の天引きは、生活費よりも国保税を優先させ、国保税の分納や納期猶予の相談もできません。さらには特定検診や保健指導の経費まで国保会計の負担になって保険料を押し上げ、来年度は国保税最高限度額が６１万から６８万にと値上げが予定されております。天引きの上、値上げまでが重なってきます。低所得者に対する国保税の独自減免、待ったなしです。大分市では生活困窮減免、千葉県匝瑳市では保護基準の１．２倍または全額免除との方向が示されております。別府市も市民に対するこのような温かい政策を実施されるよう要望して、反対討論を終わります。

議員の皆さんの御賛同を、よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（山本一成君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第９０号別府市役所事務分掌条例の一部改正に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本一成君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第９４号別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本一成君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第９５号別府市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本一成君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第９９号別府市国民健康保険税条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本一成君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第８５号平成１９年度別府市一般会計補正予算（第４号）から、議第８９号平成１９年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）まで、議第９１号別府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてから、議第９３号別府市職員の退職手当に関する条例等の一部改正についてまで、議第９６号別府市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正についてから、議第９８号別府市心身障害者福祉手当条例及び別府市国際交流会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまで、議第１００号別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてから、議第１０２号市道路線の認定についてまで、及び議第１０５号平成１９年度別府市一般会計補正予算（第５号）、以上１５件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上１５件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上１５件については、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第１０３号及び議第１０４号、以上２件の市長専決処分についてに対する各委員長の報告は、いずれも承認すべきものとの報告であります。以上２件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上２件については、各委員長報告のとおり承認することに決定をいたしました。

次に日程第２により、報告第２０号市長専決処分について及び報告第２１号寄附受納についての、以上２件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

○副市長（松丸幸太郎君） 御報告いたします。

報告第２０号は、市長専決処分についてであります。

市道上に越境した枝による損傷事故及び公用車による損傷事故の２件の和解及び損害賠

償の額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第21号は、寄附受納についてであります。

観光関係、温泉関係、土木関係及び教育関係におきまして御寄附をいただいております。詳細はお手元の報告書のとおりでありますので省略させていただきますが、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

以上、2件について御報告いたします。

○議長（山本一成君） 以上で、当局の説明は終わりました。

報告事項について質疑のある方は、発言を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

以上2件の報告は、議会に対する報告でありますので、御了承をお願いいたします。

次に日程第3により、議員提出議案第11号民法第772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書から、議員提出議案第14号後期高齢者医療制度の凍結・撤回を求める意見書まで、以上4件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第11号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（8番・市原隆生君登壇）

○8番（市原隆生君） 議員提出議案第11号は、お手元に配付いたしております意見書を読み上げて、提案説明にかえさせていただきます。

民法第772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書

民法第772条第2項は「婚姻の解消若しくは解消の日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する」と、「嫡出推定」の規定を定めています。この規定は、もともとは法律上の父親をはっきりさせて子どもの身分を早期に安定させるためのものでした。しかし、制定から100年以上たった今、離婚・再婚をめぐる社会情勢の変化などもあり、時代に合わなくなっています。

例えば、この規定があるために、実際には新しい夫との間にできた子どもであっても、離婚後300日以内の出生であれば、前夫の子と推定され、出生届を提出すると前夫の戸籍に入ることになってしまいます。そのため、事実と異なる者が父親とされることを嫌って、出生届を出さず、無戸籍となっている方々がいます。

そうした方々の救済のため、法務省は今年5月に通達を出し、離婚後妊娠の場合に限り、医師の証明を添付することで現在の夫の子として出生届を認める特例救済措置が実施されています。

しかし、この特例で救済されるのは全体の1割程度で、圧倒的に多いのは対象外となっている離婚前妊娠のケースです。離婚前妊娠に関しては、やむを得ない事情を抱えて離婚手続きに時間がかかるケースが多く、救済を求める声が強くなっています。

よって国におかれては、慎重に検討しつつも、子どもの人権を守るため、離婚前妊娠であっても社会通念上やむを得ないと考えられるものについては現在の夫の子として出生届を認めるなど、嫡出推定の救済対象を拡大するよう、強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年12月14日

別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。（拍手）

○議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。
これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。
上程中の議員提出議案第１１号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第１２号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（１１番・猿渡久子君登壇）

○１１番（猿渡久子君） 議員提出議案第１２号の提案理由の説明をさせていただきます。

最低保障年金制度の実現に関する意見書

「消えた年金」問題は、国民に大きな衝撃を与えています。国の責任で一人残らず早急に解決し、年金への信頼を図ることが求められておりますが、５，０００万件に上る「宙に浮いた年金」のうち約４割に当たる１，９７５万件が特定困難になっていることが判明し、大問題になっています。９００万人を超える国民年金だけの人の平均年金月額が４万７，０００円にすぎません。無年金者は１１８万人とも、最大１５５万人に膨らむとも報じられています。増大する無年金・低年金者は、苦しい生活を余儀なくされています。その上高齢者には、国保・介護保険料の引き上げ、医療制度の「改革」による負担増が加わります。

去る８月１０日に発表された昨年度の国民年金保険料納付率は６６．３％にとどまり、前年度を０．８％下回るものでした。０４年「年金改革」の前提とされていた２００７年度８０％達成は絶望的な状況です。格差と貧困が増大する中、高過ぎる保険料を払えない人たちが増大しているからです。

日本の公的年金制度は、その役割を果たせなくなっています。地域経済への打撃も深刻です。

最低保障年金制度以外に公的年金制度をよみがえらせる道はありません。全国市長会も昨年１１月に続き６月、「将来に向けて持続可能な年金制度を構築するため」最低保障年金を含め国民的な議論と見直しを求める要望を国へ提出しました。

また、国連社会権規約委員会は２００１年８月、日本政府に対して「最低年金」の必要性を勧告しています。

以上の趣旨を御理解いただき、下記の事項を実現されるよう要望します。

記

- １ 国の責任で一人残らず「消えた年金」問題を早急に解決すること。
- ２ 最低保障年金制度を一日も早く実現すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

平成１９年１２月１４日

別 府 市 議 会

内閣総理大臣

厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

- 議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。
これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本一成君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第１２号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（山本一成君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

次に、議員提出議案第１３号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（１８番・野田紀子君登壇）

- １８番（野田紀子君） 議員提出議案第１３号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

介護療養病床廃止・医療療養病床削減の中止を求める意見書

政府は、第１６４通常国会において「医療制度改革関連法」を成立させ、２０１２年３月末で１２万床の介護療養病床を廃止し、２００６年現在２３万床ある医療療養病床、回復期リハビリテーション病棟を除きますが、これを１５万床に削減することとしました。

介護療養病床の廃止・医療療養病床の大幅削減は唐突に出されたもので、医療や介護の現場を全く無視したものであり、特別養護老人ホームの待機者数は、全国で３０万人以上と推計されてもおります。

昨年、厚生労働省がまとめた都道府県の「療養病床アンケート調査」では、日中・夜間とも自宅では介護できる人がいないとの回答が、医療療養病床では５４．３％、介護療養病床では６１．４％にも上っております。

また同調査では、医療療養病床における医療区分１のうち、最低でも５９．７％の患者が「都道府県が例示した医療処置」を実施しており、介護療養病床における医療区分１のうち、最低でも５８．４％が「都道府県が例示した医療処置」を実施しているということが判明しております。

療養病床の転換先として、介護老人保健施設や特定施設などを示してはありますが、こうした施設では、介護療養型や医療療養病床のように必要な医療は提供できません。

このまま介護療養病床が廃止され、医療療養病床が大幅に削減されれば、どこにも行き場のない、いわゆる「医療難民」「介護難民」が各地であふれることは明らかでございます。

については、地域住民がいつでも、どこでも安心して必要な入院医療を受けられるようにするために、下記の事項を要望するものであります。

記

- １ 介護療養病床廃止、医療療養病床大幅削減計画を中止すること。
- ２ 地域住民が安心して暮らせるように、介護保険事業計画の参酌標準を見直し、医療、

介護、福祉制度や施設等の基盤を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年12月14日

別府市議会

内閣総理大臣

厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員の皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第13号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本一成君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

次に、議員提出議案第14号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（14番・平野文活君登壇）

○14番（平野文活君） 議員提出議案第14号は、お手元に配付いたしております意見書を読み上げて、提案説明にかえさせていただきます。

後期高齢者医療制度の凍結・撤回を求める意見書

2008年4月から「後期高齢者医療制度」が発足することになり、後期高齢者医療広域連合で準備が進められています。すでに明らかにされている内容では、①75歳以上のすべての高齢者が加入する。②全員から保険料を徴収する。③年金年額18万円以上の方は年金から天引きする。④保険料を1年以上滞納した場合は資格証明書を発行する。⑤提供する医療は「後期高齢者の心身の特性に相応しい医療が提供できるよう新たな診療報酬体系を構築すると述べ、包括医療、定額医療の導入が検討されていると言われています。

保険料について軽減措置があるとはいえ、低所得者に大きな負担を強いるものであり、年齢によって診療報酬を替えることは差別医療になると思われます。多くの高齢者が内容を知るにつれて、大きな不安を覚えています。

政府、与党に於いても見直しの意見が出されていますが、この際凍結し、再検討する必要があります。高齢者を差別する「後期高齢者医療制度」を撤回され、高齢者が安心して医療を受けることができるよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月14日

別府市議会

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

- 議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。
これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本一成君） お諮りいたします。
別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。
よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。
上程中の議員提出議案第１４号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（山本一成君） 起立少数であります。
よって、本件は否決されました。
次に日程第４により、議員派遣の件を議題といたします。
お手元に配付しておりますように、議員派遣の申し出があります。
お諮りいたします。
各議員から申し出のとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。
よって、各議員から申し出のとおり、議員派遣することに決定をいたしました。
なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。
よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定をいたしました。
お諮りいたします。
以上で平成１９年第４回市議会定例会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。
よって、以上で平成１９年第４回市議会定例会を閉会いたします。（拍手）

午前１０時４９分 閉会